

不登校の公的対応を求める意見書

不登校は、子ども本人や家庭だけの問題ではなく社会的にも大きな問題である。文部科学省の2022年度に公表された調査結果では、小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人であり、児童生徒1,000人当たり25.7人であったが、本年10月に公表された調査結果では、不登校児童生徒数は299,048人、児童生徒1,000人当たり31.7人と急増した。不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多を更新している。

また、フリースクールも全国で急成長しているが「入会金平均5万円、月額3万数千円程度」などと言われ、利用する家庭の家計負担は大きい。

このようなことから、学校に行けなくなった子どもたちが安心して過ごせる場や学習権を保障する公的な対応が必要であり、以下の項目が実現できるよう、地方自治体に対して指導及び適切な支援を行うよう強く要望する。

- 1 不登校相談窓口の設置と学校からもその紹介が速やかに行われるよう適切な措置を講じること。
- 2 小学校低学年の児童も含め、教育支援センターやその他の居場所の利用がスムーズにできるよう、学校からも保護者に情報提供を行うこと。
- 3 不登校に限らず、全ての児童生徒が学校へ行けないときの家庭学習も含め、タブレット端末などを使用できるようにすること。
- 4 公的な教室の増設も含め、フリースクールやその他の居場所での子どもたちの状況に合わせた学びの場を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）